

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第6回議事要旨

1 日 時 平成19年1月26日（金）18:00～19:50

2 場 所 総務省8階第1特別会議室

3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、
中村構成員、長谷部構成員、濱田構成員、舟田構成員
有富総務審議官、鈴木情報通信政策局長、森総合通信基盤局長、
寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、佐藤情報通信政策課長、
内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

(1) 電波法制の在り方について

「通信・放送の新展開に対応した電波法制の在り方（取りまとめ）」（資料2）について、本報告書案を正式なとりまとめとした。

(2) コンテンツ関係の課題（第1回）、フリーディスカッション

「第6回研究会資料～コンテンツ関係討議（1）～」（資料3）及び「コンテンツ関係・論点（案）」（資料4）について事務局から説明し、その後フリーディスカッションを行った。フリーディスカッションにおける構成員の主な意見は以下のとおり。

ア 放送規律の考え方

- 従来の放送に対する規律根拠は、放送の社会的影響力に重点を置いて理解することが正しい方向性ではないか。
- 事実としての放送の社会的影響力と、人々が放送の社会的影響力をどう受けとめているかは、微妙にずれている。事実から直ちに制度ができる訳ではなく、人々の評価があって、それから制度になることに留意すべき。その意味で、後者の「安心して使える。」という評価の要素が非常に大きいのではないか。
- 放送として流通するコンテンツについて、一定程度以上の品質を要求していると理解すべきではないか。一般的に各種の商品でも品質基準をもっている。
- 非常に多くの人々がほぼ毎日テレビやラジオの視聴をして、日々の生活の助けにしていることが、放送における表現の自由について厳格な考え方をとらない理由ではないか。

- 技術的に同じ「通信」であるのに「放送」を特別視しているのは、一種の政策的決定であり、放送により一定の品質の情報を人々が受け取り、それが社会の世論形成等に結びつくとの期待が、法制度の規範として表れているのではないか。
- 放送のデジタル化により、地上波もスクランブルをかけている。技術的な背景がアナログ時代と変わっていることは、放送の規律の考え方に影響しないのか。
- 技術的な背景の変化も一つの要素だが、それだけで規制すべきかは決まらない。他にどのような規律要素があるかの洗い出しが議論の出発点。
- 日本の放送規律は、自主規律に委ねる仕組みで、当局も抑制的に運用してきた。これは日本に適したシステムであったが、それを変えるかは一つのポイント。

イ EU「視聴覚メディアサービス指令案」について

- EUでは、社会的影響力があれば「通信」も同じように規制しようという動きをしている。事実としての影響力だけを問題にすれば、通信の領域にコンテンツ規制を広げるという方向になるが、果たしてどうか。
- EUの場合、一元的に放送の規律を広げるのではなく、基幹的な放送・広い意味の放送と、規律を二段階にしている点が重要ではないか。
- EUの場合、提供者の編集責任に属するサービスに限定し、中継や受け手で加工する（検索のような）仕組みは対象にしていない。それは、放送的な仕組みでは規制しようがないことと絡んでいるのではないか。

ウ インターネット上の情報流通と放送規律との関係

- 放送規律の建前となっている社会的影響力と、検索サービスなど通信が事実上有している実質的な社会的影響力をどう考えるかが一つの論点ではないか。
- 通信の秘密には、公然性を有する通信の場合、「匿名による表現の自由」を守る役割があるが、非常に社会的影響力が強いインターネットメディアがでてきた場合、放送にどこまで近づけるか考えないといけない。他方、自主規制で対応している新聞の例もあり、幾つか機能ごとに分けて考える必要があるのではないか。
- インターネットは1対多の情報流通の基盤にもなり得ており、放送との違いはなくなってきたが、コンテンツの違いはある。その規律の在り方は、発信者の意図や、情報流通の形態、影響の程度などとの関連で、社会的に議論されるべきではないか。
- 情報通信の発達により、メディアには「一人勝ち」の時代が来ている。基幹放送が持っていた社会的影響力が、検索会社に移ることも十分あり得るので、ハードウェア側から線引きをするのは難しいのではないか。
- 社会的影響力や周波数の希少性は、非常に曖昧な部分が多く、一つの判断材料にはなるが、すべては説明できない。規制する必要があるのが「放送」だという考え方をする必要があるのでないか。

- メディアに対する制度の仕組みと、メディアに対する社会の側の認識との循環関係に留意する必要があるのではないか。
- 現在の違法有害情報対策は、主に権利侵害という民事の話で、司法の問題。放送の規律は社会的秩序の話であり、ずれているところがある。
- 有害情報に関するガイドライン等による削除対応は、外形的には放送コードと似ているが、成熟しておらず、削除する権限は契約に基づく点で違う仕組み。若干行政が関与しつつ、中立的な機関である程度統一したコードを決める形にならざるをえないのではないか。

エ インターネット上の情報流通一般

- プロバイダ責任制限法は、若干自主規制に寄りかかりすぎているのではないか。本来国が言うべきことを事業者任せにしていると不満も一部にある。
- インターネットのコンテンツは多様化が急速に進展しており、その規律は問題が生じた際に個別に対処せざるを得ない面があるのではないか。
- 広告費の高い順に検索結果を表示するサービスは、インターネットの領域であっても「知る権利」を侵害しているおそれはないか。
- 新聞の場合でも、広告に関するバイアスがかかっている例がないとはいえ、インターネットは出版に近いのではないか。また、インターネットは競争市場であり、独占的な状況はあまりないのではないか。
- 広告の並び方は、本屋などでも似たような事例があるが、これを規制しようという話はなく、ひどい場合は経済法の問題として対処してきた。

(3) その他

次回会合で、外部から研究者を招き、「インターネットと表現の自由」をテーマに意見を聴取するとともに、中村構成員に、2020年、あるいはさらに先を見越した法体系のフレームの在り方について、プレゼンテーションを依頼することとなった。

(4) 次回会合

平成19年2月26日(月)17:00より開催。議題は、「コンテンツ関係の課題(第2回)」。

以上